

## 全国社会教育職員養成研究連絡協議会規約

第1条（名称及び略称）本会は、全国社会教育職員養成研究連絡協議会と称し、その略称を社養協とする。

第2条（目的）本会は、社会教育職員の社会的責務とその重要性にかんがみ、全国における社会教育職員養成に関する情報交換、連絡協議並びに研究活動を推進することによって、社会教育及び社会教育職員養成の発展に寄与することを目的とする。

第3条（事業）本会は、前条の目的を達成するために次の事業をおこなう。

- 1 社会教育職員養成の実態調査及び情報交換・連絡協議
- 2 社会教育職員養成にかかわる実践的・理論的研究
- 3 社会教育職員養成機関における教育課程の検討
- 4 社会教育職員としての専門性の研究
- 5 上記との関連で、社会教育関連諸機関・団体との連絡協議
- 6 その他必要な活動

第4条（役員）本会は、役員として、理事、監査をおく。

- 1 理事の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 2 会務の執行のために、理事から代表理事、副代表理事、事務局長、常任理事を選出する。

第5条（会議）本会の会議は、総会及び理事会とする。

- 1 総会は、毎年1回代表理事が招集する。代表理事が必要と認めたときは、このほかに臨時総会を招集することができる。総会及び臨時総会の議事は、出席者の過半数をもって決する。
- 2 理事会は、代表理事が必要と認めた場合にこれを招集する。理事会の議事は、出席者の過半数をもって決する。

第6条（事務局）本会は、事務局を東京都内あるいはその近辺におく。

第7条（会員）本会は、次の会員をもって構成する。

- 1 機関会員 大学等社会教育職員養成機関。なお、機関会員の登録人員は5名までとする。
- 2 個人会員 この規約に賛同する個人。

第8条（会費）会費の額は以下のとおりとする。

- 1 機関会員は、年額30,000円とする。
- 2 個人会員は、年額2,000円とする。

第9条（会計）会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第10条（細則）本規約に定めるもののほか、必要な事項は細則で定める。

第11条（規約及び細則の変更）本規約及び細則の変更は、総会の決議による。

〔附則〕本規約は、1993年6月19日より実施する。

〔附則〕本規約は、2004年4月25日、総会で一部改正。

〔附則〕本規約は、2008年5月17日、総会で一部改正。

〔附則〕本規約は、2010年5月22日、総会で一部改正。

〔附則〕本規約は、2011年5月21日、総会で一部改正。